

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

2022 年 3 月 31 日

新型コロナウイルス感染症と全ク連
対応・支援ヒストリー

はじめに

新型コロナウイルスの発生によって、世界の社会構造や人々の意識、生活様式は大きく変化しました。それは日本でも同様です。

全ク連では、日本での新型コロナウイルスの感染が拡大し始める 2020 年初頭からクリーニング業界の職業感染防止や営業支援のための対応を行ってきました。

クリーニングは生活衛生業であり、人々の清潔で衛生的な生活を守る社会インフラの一つです。新型コロナウイルスだけでなく、将来的に新たな感染症が流行する可能性は否定できません。その際にもクリーニングが公衆衛生を維持する役割を果たせるよう、2019 年度～2021 年度にわたる一連の対応や支援を一冊にまとめました。

今回の行動をもとに改善を重ね、クリーニング業界における感染症対策がさらに発展することを願っております。

■新型コロナウイルスに係る日本の動向…………… p 1 ～ 8

■新型コロナウイルスの感染拡大に対する全ク連の対応… p 9 ～ 23

■クリーニング所における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン…………… p 24 ～ 29
(2021 年 12 月 1 日発出、第 2 次改訂・第 3 版)

新型コロナウイルスに係る日本の動向

2019 年 12 月に中国で発病者が報告された新型コロナウイルスは、2020 年に入り日本でも急速かつ全国的に感染が拡大した。

新型コロナウイルスの感染拡大に対し、政府・省庁等と全ク連・生活衛生関連団体および企業が行った主な対応を時系列で掲載する。

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2019	12		中国 武漢市において 2019 年 12 月以降、病原体が特定されない肺炎の 発生が報告される。	
2020	1		2020 年 1 月中旬に、日 本での新型コロナウイルス 感染者 1 例目を確認。	
			2020 年 1 月末に、政府 が「新型コロナウイルス 感染症対策本部」を設置。	
	2	横浜港に寄港したクル ーズ船でクラスターが発 生。	《全ク連》 2 月 25 日に、組合宛に 「クリーニング所におけ る新型コロナ対策につい て〈第一報〉」を发出。 HP にも第一報とクリー ニングと公衆衛生に関す る研究委員会が 2009 年 4 月に発表した「クリー ニング所の新型インフル エンザ対策について」を掲 載。 ※以降、主だった通知や 制作物を HP に掲載	
		新型コロナウイルス感 染症対策専門家会議が設 置（2020 年 2 月 16 日～ 同年 7 月 3 日）。		
		新型コロナウイルス感 染症対策本部で「新型コ ロナウイルス感染症対策 の基本方針」が決定。		
	3	経済産業省が「セーフ ティネット保証 5 号」の 対象業種に「洗濯業」 「洗濯物取次業」「リネ ンサプライ業」が追加さ れたことを発表。	《全ク連》 HP に「衣料管理情 報」バックナンバー『漂 白剤を主成分にした洗淨 剤での脱色』を掲載。 2020 年 3 月 31 日に、 「新型コロナウイルス感 染症に対するご質問・ご 要望について」を組合に 案内。	

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2020	3		新型コロナウイルス感染症対策本部で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定（以降、順次内容を更新）。	〈日本公庫〉 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設、および「特別利子補給」を実施。
	4	〈緊急事態宣言〉 4月7日～。 →当初は7都府県を対象に2020年5月6日までの予定だったが、対象区域が全国へと拡大し、期間も延長される。 すべての緊急事態宣言が解除されたのは同年5月25日。	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」における事業継続が求められる業種に「ランドリー」が含まれる。 →全ク連の照会によって「ランドリーとはクリーニング業全般を指す」と確認。	〈全ク連〉 第62回通常総会を延期。 三層不織布マスクを希望する組合に斡旋（組合員特別価格）。 →同年5月に組合へ納品。 カウンター用飛沫防御スクリーン「お店 de マスク」の斡旋（組合員特別価格）を開始。
			厚生労働省が連合会に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響による総（代）会の取扱いについて」を発出、「総会の延期を可能とする」という見解を発表する。	「新型コロナウイルスの影響を受けている組合員の皆様へ 全ク連・小池広昭会長からのメッセージ」（動画）を、全ク連YouTubeチャンネルに掲載。 「新型コロナウイルス感染症対策に関するお客様へのお願い 組合員向け店頭POP」（2種類）のダウンロード用データをHPに掲載。
			厚生労働省より都道府県衛生主管部局宛に、「新型コロナウイルス感染症患者等が使用した物として引き渡されたりネン類の取扱いについて」が発出。	
			「雇用調整助成金」の特例措置として、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者が対象となる（2020年4月1日～2022年9月30日／以降継続の可能性あり）。	

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2020	4	〈緊急事態宣言〉 4月7日～同年5月25日。	4月27日を基準日として、特別定額給付金の給付が行われる。	〈全ク連〉 4月以降、理事会や各種委員会等でWEB会議システムを導入。
			国税庁が「新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知・広報について」を発表。	
	5	〈緊急事態宣言〉 5月25日にすべて解除。	「持続化給付金」申請受付開始（5月1日～2021年2月15日）。	〈全ク連〉 「新型コロナウイルス感染症対策5点セット」を作成し、全組合員に直送（一部、組合経由で配布）。 「クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定。
			経済産業省と製品評価技術基盤機構（NITE）が、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤（7種類）を公表。	〈全国指導センター〉 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の基本」を作成。
	6		経済産業省と製品評価技術基盤機構（NITE）が、新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告を発表（界面活性剤9種類と次亜塩素酸水）。	〈全ク連〉 クリーニングニュースのPDFデータを全ク連HPに掲載（2020年4月号～同年7月号を順次／～同年8月5日）。 6月26日に全ク連第62回通常総会を開催。 →感染予防の観点から、通常出席および委任状出席に加え、書面による審議参加（書面表決）も可能とする。

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2020	7		新型コロナウイルス感染症対策分科会が設置（7月3日～）。	〈全ク連〉 新型コロナウイルス感染拡大防止対策検討委員会を設立。
			「家賃支援給付金」申請受付開始(2020年7月14日～2021年2月15日)。	〈全国指導センター〉 「生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業」を実施（2020年7月20日～2021年10月30日の間において断続的に実施）。
	8			〈全ク連〉 中央青年部会が、8月3日付で令和2年度単青組首長会議・研修会を開催（完全書面評決）。
	9			〈全ク連〉 クリーニング産業総合展 2020 の開催延期を発表(当初の予定は 2020 年 12 月 17 日～19 日)。 加藤勝信厚生労働大臣宛に、『『無人ロッカーによる指定洗濯物取扱い』に対する公衆衛生的見地からの意見書』を提出。 高島宗一郎福岡市市長宛に「貴市提案『無人ロッカーによる指定洗濯物取扱い』に対する公衆衛生的見地からの意見書」を提出。 感染症対策チラシデータ（4 種類）を作成・組合に送付。

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2020	10			〈全ク連〉 洗太くんの新作イラスト（24 種類）作成を発表、そのうち感染症対策洗太くん（11 種類）のダウンロード用データを組合員限定で HP に掲載（～2022 年 3 月 31 日）。 CLV21 スペシャルカンファレンスの開催を発表（2021 年 3 月 19 日～20 日）。
	11			〈全国指導センター〉 「新型コロナウイルス支援ポータルサイト」を開設。
2021	1	〈緊急事態宣言〉 1 月 8 日～。 →当初は 4 都県を対象に 2 月 7 日までの予定だったが、対象区域が拡大し、期間も延長される すべての緊急事態宣言が解除されたのは同年 3 月 21 日。		〈全ク連〉 組合単位で行う自治体宛「新型コロナウイルス感染症対策の要望書（陳情書）」のひな型を作成。
	2			〈全ク連〉 CLV21 スペシャルカンファレンスを会場開催からオンライン開催に変更することを発表。 クリーニング師のための感染症対策マニュアルを作成。

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2021	3	〈緊急事態宣言〉 3月21日にすべて解除。	「一時支援金」申請受付開始（3月8日～同年5月31日）。 「クリーニング業の振興指針」一部改正が告示（4月1日適用）。 3月26日に、厚生労働省課長通知「ロッカー等による洗濯物の受取りの取扱いに関する通知について」が発出。	〈全ク連〉 3月2日に「クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を改訂（第1次改訂・第2版）。 3月20日に令和2年度全ク連臨時総会を開催。 3月22日～31日にCLV21 スペシャルカンファレンス（オンライン展示会）を開催。 3月26日の厚生労働省課長通知を受け、組合と全ク連が協力し、無人受渡しロッカーの感染症リスク等に関する自治体への陳情活動を展開。
	4	〈まん延防止等重点措置〉 4月5日～。 →当初は3府県を対象に5月5日までの予定だったが、対象区域が拡大し、期間も延長される すべてのまん延防止等重点措置が解除されたのは同年9月30日。 〈緊急事態宣言〉 4月25日～。 →当初は4都府県を対象に5月11日までの予定だったが、対象区域が拡大し、期間も延長される。 すべての緊急事態宣言が解除されたのは、同年9月30日。	4月30日に、国立感染症研究所が「新型コロナウイルス感染症患者が使用したリネン類等を扱う時の感染リスクと安全かつ効果的なクリーニング方法」を発表。	〈全国生衛中央会〉 全国生活衛生同業組合中央会と日本行政書士会連合会提携の無料申請サポート事業が開始（以降、「事業復活支援金」まで継続）。

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2021	6		「月次支援金」申請受付 開始（6月16日～2022 年1月7日）。	〈全ク連〉 第63回通常総会を開催。 →感染予防の観点から、 通常出席および委任状出 席に加え、書面による審 議参加（書面表決）も可能 とする。 また、委任状出席・書面 表決済みの組合を対象 に、初めてWEB会議シス テムを用いたインターネ ット配信を実施。
	7			〈全国指導センター〉 モバイルアプリ「せい えいNAVI」の運用を開始。 〈全ク連〉 7月8日付で中央青年 部会が令和2年度単青組 首長会議・研修会を開催 （完全書面評決）。 また、初めての試みと して、7月10日にWEB 研修会を実施。 2021年3月26日の厚 生労働省課長通知を受 け、組合の自治体に対す る陳情活動をサポートす るためのクリーニングの 無人受渡しロッカーを考 える動画（DVD2種類）、 およびチラシを作成し、 組合に送付。

年	月	緊急事態宣言 まん延防止等重点措置	主な出来事	全ク連・関連団体 および企業の動向
2021	9	〈まん延防止等重点措置〉 〈緊急事態宣言〉 9月30日にすべて解除。	厚生労働省の「生活衛生関係営業の生産性向上を図るための新ガイドライン・マニュアル策定に係わる検証調査等一式」事業の一環として、「ウィズコロナ、ポストコロナ時代の生産性向上に向けた取組のヒント：クリーニング業編」の動画がYouTubeに公開。	
	12			〈全ク連〉 12月1日に「クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を改訂（第2次改訂・第3版）。
2022	1	〈まん延防止等重点措置〉 1月9日～。 →当初は3県を対象に1月31日までの予定だったが、対象区域が拡大し、期間も延長される。 すべてのまん延防止等重点措置が解除されたのは同年3月21日。	「事業復活支援金」申請受付開始（1月31日～同年6月17日）。	
	2			〈全ク連〉 2月3日～5日にクリーニング産業総合展 2022 クリーンライフビジョン 21 in Tokyo を開催（オンライン展示会は2022年2月3日～17日）。
	3	〈まん延防止等重点措置〉 3月21日にすべて解除。		

新型コロナウイルスの感染拡大に対する全ク連の対応

日本での新型コロナウイルス感染拡大に対し、全ク連では、クリーニング業における職業感染防止（＝クリーニング従事者を新型コロナウイルスの感染から守ること）や営業支援を目的に、行政の協力を得た感染拡大予防ガイドラインの策定や、マスク等の斡旋およびクリーニング店で活用できる感染防止対策ツールの制作等をはじめとした対応を逐次図るとともに、組合や機関誌、ホームページをはじめとするあらゆる経路で情報を発信した。

以降、主な対応を紹介する。

クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（※）の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年5月4日）」において、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため業界団体等が主体となって業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作成し、業界への普及と現場での実践を図ることが強く求められたこと、および新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」でも事業者が業種ごとに策定する感染拡大予防ガイドラインの実践が重要とされていることを受けて、厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課の協力を得て「クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成した（2021年12月1日改訂／第3版・第2次改訂の全文をp24～29に掲載）。

ガイドラインの内容は、主に家庭の一般的な洗濯物を取り扱う事業所（ホームクリーニング）における感染防止のための基本的な考え方や営業者が講ずるべき対策となる。

第1版は2020年5月29日（金）に策定、その後は変異株の発生等に対応し、政府が示すエビデンスや検証に基づいてガイドラインを改訂している。

なお、ガイドラインは全ク連、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター、および内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策特設サイトのホームページで公開されている。

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は2020年7月3日に廃止となり、同年7月3日に新型コロナウイルス感染症対策分科会が設置された

・ガイドライン掲載一覧・

〈全ク連〉

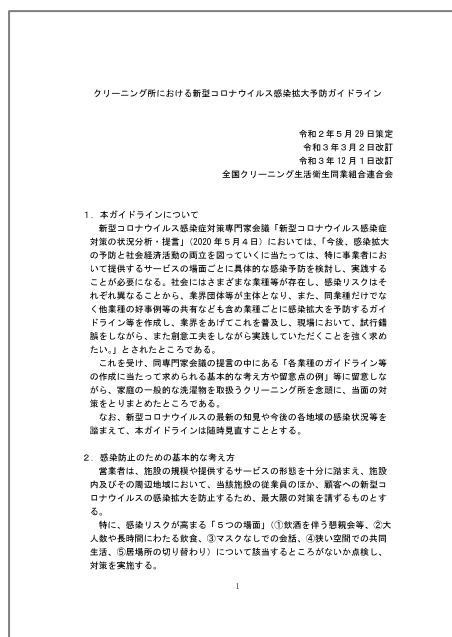
<https://www.zenkuren.or.jp> 「お知らせ」→「新型コロナウイルス関連情報」

〈公益財団法人全国生活衛生営業指導センター〉

<https://www.seiei.or.jp> 「新型コロナウイルス生活衛生業の業種別ガイドラインについて」

〈内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策特設サイト〉

<https://corona.go.jp> 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」



クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

第1版：2020年5月29日策定

第2版（第1次改訂）：2021年3月2日改訂

第3版（第2次改訂）：2021年12月1日改訂

〈改訂のポイント〉

第2版（第1次改訂）では、換気方法に関する追記や来店前の検温等で顧客の発熱の有無を確認すること、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用等を盛り込んだ。

第3版（第2次改訂）では感染力の強い変異株を前提に、クラスター発生事例をもとにした休憩室等の人が集まる空間での対策や、クリーニング所における衛生管理要領に基づいた洗濯物への対応、清掃・消毒方法にアルコール消毒液を用いた清拭消毒の追加等を盛り込んだ。

「クリーニング業の振興指針」一部改正に関する組合の対応支援

平成31年度～令和5年度（2019年度～2023年度）の指針である「クリーニング業の振興指針」について、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済社会的な影響や生活衛生業全体で衛生対策の遵守・徹底を図る必要があることを鑑みて、クリーニング業を含むすべての生活衛生業で振興指針に新型コロナウイルスに関する記述を加える一部改正を行うこととなり、改正内容が2021年3月18日（木）に厚生労働大臣から告示され、2021年4月1日（木）から適用となった。

これを受けて、組合へ改正内容を周知するとともに都道府県への変更申請の方法やフォーマットの原案を連絡、問い合わせに対応する等の支援を行った。

給付金・支援金・融資等の情報提供

特別定額給付金や雇用調整助成金、事業復活支援金等の行政が実施している給付金・支援金等の制度や納税・ライフラインの支払い猶予といった支援策に加え、株式会社日本政策金融公庫が実施している生活衛生関係営業の組合員に限定された生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（新型コロナウイルス対策衛経）や実質無利子化となる特別利子補給等の新型コロナウイルスに関する融資制度等の情報提供を行った。

マスク等の斡旋（組合員特別価格）

■三層不織布マスクの組合員特別価格での斡旋

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて全国的にマスクの不足、および価格の高騰が問題となりクリーニング事業者も影響を受けたことから、2020年4月に全ク連が窓口となり希望する組合へ組合員特別価格での三層不織布マスクの斡旋を行った。

その結果、694 梱包（12,492 箱／624,600 枚）のマスクを受注し、2020年5月に組合へ納品した（マスク供給会社と個別契約を結んだ北海道組合、東京都組合の注文数を除く）。



三層不織布マスク

■飛沫防御スクリーン「お店 de マスク」の組合員特別価格での斡旋

クリーニング店における新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、株式会社三幸社の協力を得て、同社が販売する飛沫防御スクリーン「お店 de マスク」の組合員特別価格での斡旋を行った。

その結果、2022年3月末までに組合を通じて組合員より140台の注文があった。



飛沫防御スクリーン
「お店 de マスク」

組合員に対する営業支援

■クリーニング所における対策や組合員からのご質問・ご要望に対する情報発信

日本での感染拡大が始まる以前の段階で、全ク連では新型コロナウイルスの傾向や感染防止対策のポイント、感染者が出た場合の対応等をまとめた「クリーニング所における新型コロナウイルス対策について〈第一報〉」を2020年2月25日に組合に発出するとともに、全ク連ホームページにも掲載した。

また、全ク連ホームページには2009年4月に全ク連設置のクリーニングと公衆衛生に関する研究委員会が当時の新型インフルエンザの発生を受けて発表した「クリーニング所の新型インフルエンザ対策について」の全文を公開し、クリーニング事業者の感染防止対策を推進した。

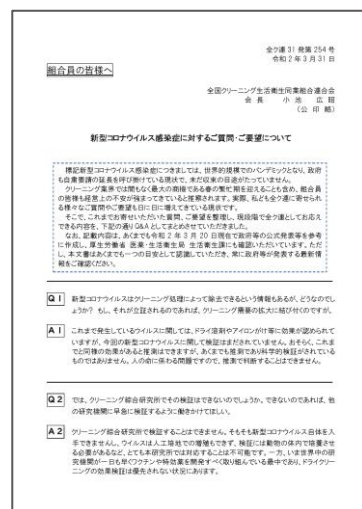


クリーニング所における新型コロナウイルス対策について
〈第一報〉

その後も感染は全国的に拡大し、組合員から経営上の不安等による質問や要望を受けていたことから、2020年3月31日（火）には全ク連として回答できる内容をQ&A方式でまとめた「新型コロナウイルス感染症に対するご質問・ご要望について」を組合に発出するとともに全ク連ホームページに掲載した。

なお、この通知は2020年3月20日時点の政府等の公式見解を参考に、厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課に確認を取った内容となっている。

新型コロナウイルス感染症に対するご質問・ご要望について



■組合員に向けた小池広昭会長のメッセージ動画の公開

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、組合員に向けた支援策やクリーニング品の取扱い等、全ク連の対応について小池広昭会長が説明しているメッセージ動画（4分20秒）を作成し、2020年4月23日（木）にYouTubeの全ク連公式チャンネルで公開した。



小池会長のメッセージ動画

・小池会長メッセージ動画「クリーニング組合員の皆様へ」・

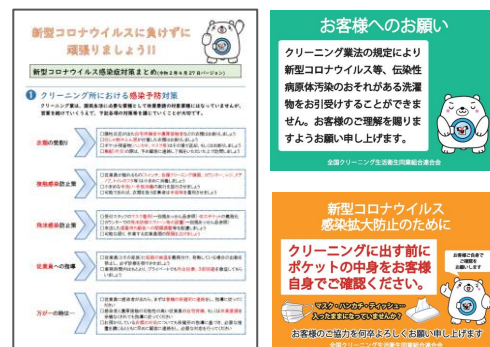
<https://www.youtube.com/watch?v=WrfszY-HviQ&t=1s>

■新型コロナウイルス感染症対策5点セットの全組合員への直送

クリーニング所における感染防止対策および国・公的機関・全ク連の支援策をまとめたリーフレットや店頭POPを含めた「新型コロナウイルス感染症対策5点セット」を作成し、2020年5月初旬にクリーニングニュース2020年5月号と合わせて全組合員に直送した（一部、組合経由で配布）。

・5点セットの内容・

1. 送付状（全ク連・小池広昭会長から組合員の皆様へ）
2. 新型コロナウイルス対策支援リーフレット
3. 店頭POP（お引受けに関するお客様へのお願い）
4. 店頭POP（ポケット内の事前確認のお願い）
5. 飛沫防御スクリーンのご案内

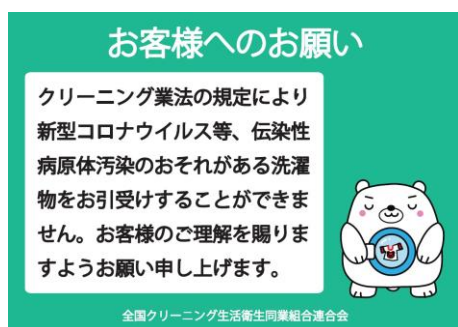


5点セットには、新型コロナウイルスに関する情報発信として感染予防策や支援策をまとめたリーフレット、店頭掲示用POP等をまとめた

■クリーニング店を利用する消費者へのお願いに関する組合員向け店頭POPのデータ配布

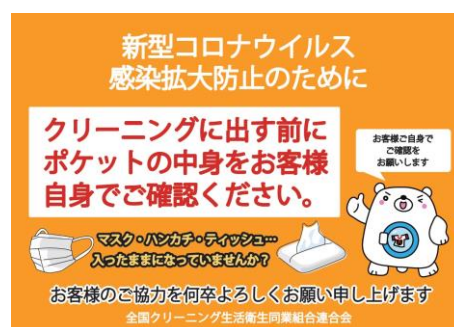
新型コロナウイルス感染防止対策に関連して、クリーニング店を利用する消費者に感染防止対策への協力をお願いするための下記2種類の店頭POPを作成し、2020年4月28日（火）にホームページでデータ配布を開始した。なお店頭POPは掲示物として印刷したものも作成し、前述の5点セットとして組合員に配布している。

・店頭POPのテーマ・



〈テーマ1〉

クリーニング業法に則して伝染性病原体汚染の恐れがある洗濯物が引き受けできないことに対するご理解へのお願い

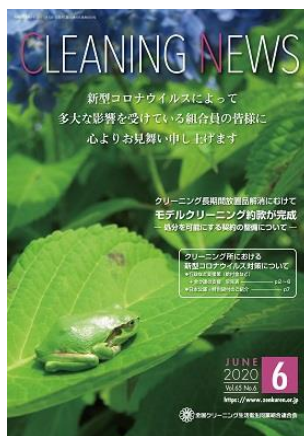


〈テーマ2〉

クリーニングに洗濯物を出す前に、ポケットの中身を利用者自身で確認してもらうことへのご協力へのお願い

■クリーニングニュースのPDFデータの公開

新型コロナウイルスに関する情報を組合員に少しでも早く届けるため、関連特集記事が掲載されているクリーニングニュース2020年4月号～7月号のPDFデータを全ク連ホームページで公開した（組合員への配布が完了したため、2020年8月5日（水）に公開を終了）。



■新型コロナウイルス感染症対策チラシのデータ配布

新型コロナウイルス感染防止対策を実施している店舗であることを周知するとともに、消費者に感染症対策へのご理解とご協力をお願いし、安心して利用できる店舗であることをアピールするための感染症対策チラシを作成し、2020年10月25日（日）に全ク連ホームページにおいて組合員限定でデータ配布を開始した。

感染症対策チラシは4種類あり、新型コロナウイルスの特徴をもとに、有効な予防策である3密回避・ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、こまめな丁寧な手洗い、定期的な消毒をベースとして従業員の検温や換気を含めた各種対策を盛り込んでいる。

加えて、感染症対策チラシの内容は、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの生活衛生経営支援・ガイドライン実施促進事業で示されたクリーニング業における新型コロナウイルス対策の重点項目も踏まえて作成した。

なお、感染症対策チラシはクリーニング師のための感染症対策マニュアル（後述参照）にも掲載し、インターネットが利用できない組合員も活用できるようにした。

・ 感染症対策チラシのテーマ ・



〈テーマ1〉

ソーシャルディスタンス確保のお願い



〈テーマ2〉

従業員の健康チェックと衛生管理の実施に関するPR



〈テーマ3〉

店舗内の衛生環境整備に関するPR



〈テーマ4〉

お客様と従業員のコミュニケーションに関するお知らせ
（お客様へのマスク着用のお願い、および従業員のマスク・手袋着用のお知らせ）

■感染症対策 PR 洗太くん（イラスト）のデータ配布

2020 年度に作成した洗太くんのイラスト 24 種類の内、クリーニング店が行う感染症対策の PR や消費者に対する感染症対策へのご協力をお願いに活用できる感染症対策 PR 洗太くんのイラスト 11 種類に関して、組合員店で迅速に活用できるよう、組合員限定で従来の組合経由の使用申請ではなくホームページからの登録申請による使用を可能とし、2020 年 11 月 18 日（水）に全ク連ホームページにおいてデータ配布を開始した（一定期間経過のため、2022 年 3 月 31 日（木）に配布を終了し、従来の組合経由の申請に変更）。



感染症対策 PR 洗太くんの一覧（11 種類）

■クリーニング師のための感染症対策マニュアルの全組合員への配布

新型コロナウイルスの流行を受けて、感染拡大への対応を図る必要性や今後別の感染症が発生して同様の事態に陥る可能性を鑑み、「クリーニング師のための感染症対策マニュアル 新型コロナウイルスと感染症対応 BCP」を作成し、2021 年 2 月に全組合員へ配布した。

感染症対策マニュアルでは下記の 3 つのテーマを掲載しており、新型コロナウイルスの特徴や感染防止対策だけでなく、感染症に対応する BCP（事業継続計画）の基本的な考え方を解説し、将来を見据えた感染症への備えとして活用できるようにしている。

・ 感染症対策マニュアルのテーマ ・

1. 新型コロナウイルスとは
2. 衛生の保持
3. 感染症対応 BCP



クリーニング師のための感染症対策マニュアル
新型コロナウイルスと感染症対応 BCP

組合員等への情報発信

■機関誌「クリーニングニュース」

全ク連の機関誌「クリーニングニュース」への掲載を通じて、各種対応や支援策等の情報を組合員に発信した（2020年4月号以降、逐次掲載）。

加えて、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が発表した新型コロナウイルスに有効な消毒方法や公益財団法人生活衛生営業指導センター実施の生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業、組合で実施・参加した新型コロナウイルスに係る需要喚起のためのクーポン事業、無人受渡しロッカーに係る動向等を掲載し、新型コロナウイルスに関する情報を包括的に提供した。

■全ク連ホームページ

新型コロナウイルスに関する特設ページを設け、小池広昭会長の組合員に向けたメッセージ動画に加え、クリーニングニュースの全文公開（期間限定）、クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの全文公開、全ク連が作成した店頭 POP や感染症対策 PR 洗太くんのイラスト等のデータ配布、行政・公的機関・株式会社日本政策金融公庫の支援策・融資情報等を随時掲載した。

また、新型コロナウイルス対策として家庭で家庭用塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）を希釈した消毒液を使用するケースが増えていることから衣類の脱色などのトラブルが増えることが懸念されたため、クリーニングニュース「衣料管理情報（※）」のバックナンバー「漂白剤を主成分にした洗浄剤での脱色」を公開し、注意喚起を図った。

ホームページの更新情報等はツイッターでも逐次発信し、リアルタイムで提供するよう努めた。

※掲載した2015年3月号当時の名称は「クレーム情報」



全ク連ホームページ（トップページから特設ページに入れる仕様としている）

■メディア、および関連業界への記者発表等による情報伝達

クリーニングおよびアパレル業界紙等に向けて新型コロナウイルスに係る全ク連の取り組み等をニュースリリースとして配信したほか、全ク連ホームページでも定期的にリリースを掲載した。

この他に、新型コロナウイルスがクリーニング業界に与える影響、クリーニング店での感染予防対策等に関するテレビや新聞等の取材に対応した。

無人受渡しロッカーへの対応

クリーニングの無人受渡しロッカーは、クリーニング店の営業時間外に受渡しが可能であるという利用者の利便性向上に加えて、近年クリーニング業界が直面している人手不足や経費削減などの目的で、以前からコンビニや駅などに単独設置しようとする動きがあった。さらには、新型コロナウイルス感染拡大に伴う非対面・非接触のクリーニングモデルとして利便性が高まっている一方で、消毒を要する指定洗濯物の取扱いを可能とするケース等、衛生面・安全面のリスクが高まっている。

その中で、福岡市が2019年9月の国家戦略特区諮問会議に「クリーニング受渡しロッカーの（店舗併設ではない）単独の設置並びに指定洗濯物の取扱い」を申請したことに対し、全ク連では対応を継続して行った。

■専門家が参画する委員会の設置

2020年7月に感染症の専門家で組織する「新型コロナウイルス感染拡大防止対策検討委員会」を立ち上げ、新型コロナウイルス、その他の感染症に関する無人受渡しロッカーのリスクを確認した。

検討の結果、専門家の意見は「無人受渡しロッカーで指定洗濯物を扱うことは、公衆衛生的見地から見ても許されることではない」で一致した。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策検討委員会 委員一覧（敬称略）

氏 名	役 職 名
相澤 好治	北里大学 名誉教授（クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会委員長）
篠田 純男	岡山大学 名誉教授（クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会相談役）
岩崎恵美子	株式会社健康予防政策機構 代表
林 俊治	北里大学 医学部微生物学 教授
小池 広昭	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 会長

■厚生労働省、および福岡市に対する意見書の提出

新型コロナウイルス感染拡大防止対策検討委員会の意見結果を基に、2020年9月10日付で厚生労働大臣宛、2020年9月14日付で福岡市長宛に『「無人ロッカーによる指定洗濯物取扱い」に対する公衆衛生的見地からの意見書』を提出した。

なお、その後は2021年3月26日（金）に「クリーニング受渡しロッカーの店頭併設（限定）、指定洗濯物取り扱い不可を明記した昭和61年課長通知はそのまま残す。ただし、課長通知はあくまでも『技術的助言』であり、その設置場所、取り扱える衣類の種類等は自治体ごとの判断による」旨の厚生労働省課長通知が各自治体宛に発出された。

■厚生労働省課長通知を受けた組合サポート

全ク連では2021年3月26日（金）発出の厚生労働省課長通知を受けて、組合が各都道府県所管衛生主管部局に対して行う陳情のため、「福岡市に倣わず昭和61年通知を堅持していただきたい」旨の陳情書ひな型を作成し、できるだけ早急に対応していただくよう要請した。

また、公衆衛生並びに感染症の専門家や消費者団体の幹部等へのインタビュー動画（※）、および動画解説チラシを作成し、動画を収録したDVDとチラシをセットにして組合に送付することで陳情活動を補完した。

また、クリーニングニュース2021年8月号にも「無人受渡しロッカーの動向と組合と全ク連による取り組み」として、これまでの無人受渡しロッカー設置の動きや意見書提出、組合と全ク連が協力して行っている自治体への陳情活動をまとめた記事を掲載した。

※動画では、多数の人が往来するパブリックスペース（駅など）や、食料品を扱う店舗（スーパー・コンビニ等）に設置された無人受渡しロッカーでの指定洗濯物の取扱いについて、感染症の専門家などが危惧する問題を映像化しており、店舗併設型のクリーニング受渡しロッカーは対象としていない

・クリーニングの無人受渡しロッカーを考える2つの動画・



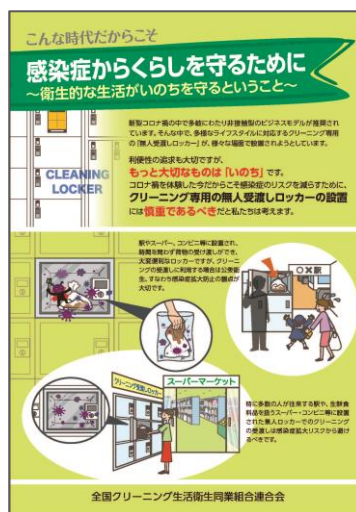
〈動画1〉

行政ご担当者様むけ動画
公衆衛生で「命を守る」の巻



〈動画2〉

一般消費者むけ動画
「ママさん真剣に考える」の巻



左の2つの動画に加え、無人受渡しロッカーの設置を判断する都道府県衛生主管部局の担当者への説明ポイントをまとめたチラシをセットにして、組合に送付した

展示会の開催

■クリーニング産業総合展 2020 の開催延期と CLV21 スペシャルカンファレンス

新型コロナウイルス感染症対策を中心としたオンライン展示会の開催

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020 年 12 月 17 日（木）～19 日（土）に東京ビッグサイトで開催を予定していた「クリーニング産業総合展 2020 クリーンライフビジョン 21 in Tokyo」が延期を余儀なくされた。

また、2021 年 3 月 19 日（金）～20 日（土・祝）に「CLV21 スペシャルカンファレンス 新型コロナウイルス感染症対策を中心とした特別企画展示&セミナー」を東京ビッグサイトで予定していたが、こちらも緊急事態宣言の発令および延長を受け会場開催を中止し、オンライン開催に変更した。

「CLV21 スペシャルカンファレンス 新型コロナウイルス感染症対策を中心としたオンライン展示会」は 2021 年 3 月 22 日（月）～31 日（水）に CLV21 スペシャルカンファレンス公式ホームページ内で開催し、会期後は同じく公式ホームページ内でセミナー動画のアーカイブを 2021 年 4 月 1 日（木）～15 日（木）まで配信した。

同展示会にはクリーニング資材・機械関連や感染症対策の製品・サービスを取扱う企業・団体が出展するとともに、感染症予防対策および生産性・収益向上をテーマとした 7 つのセミナー（前後編のプログラムを含めると 8 セミナー）を開催し、出展規模は 24 団体・社、来場者数は 1,453 人となった。

開催概要

会期：2021 年 3 月 22 日（月）～31 日（水）

※公式ホームページにて開催

<https://clv21.jp>

主催：全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

協賛：一般社団法人クリーンライフ協会

出展規模

24 団体・社

来場者数

1,453 人

※来場者数は、同一の来場者が 1 日の内に複数回アクセスしても 1 人とカウントしている

※登録者数／来場者数はアーカイブ配信期間を含む

・ CLV21 スペシャルカンファレンス（オンライン展示会） 出展者ページ ・

The diagram illustrates the layout of the CLV21 Special Conference (Online Exhibition) exhibitor page. It features a main page titled '出展者一覧のページ' (Exhibitor List Page) on the left. To the right, a red-bordered box highlights the '個別の出展者ページ' (Individual Exhibitor Page). This page is divided into three sections: '会社説明' (Company Description) at the top, '企業製品紹介動画・画像' (Company Product Introduction Video/Image) in the middle, and '資料DL' (Material Download) at the bottom. Arrows indicate the flow from the main list to the individual pages and the specific content areas within those pages.

オンライン展示会では出展者の製品情報等を掲載した「出展者ページ」を設け、アクセスした来場者が動画の閲覧や資料のダウンロードを行えるようにした。また、メッセージやWEB ミーティングによる交流機能を利用して、出展者を来場者の商談が行われた

・ セミナー一覧 ・

	セミナータイトル	講 師
感染症予防対策	新型コロナ時代のクリーニング業界で知っておきたい感染防止対策の基礎知識	丸石製薬（株） 感染対策コンシェルジュ 兼 学術情報部アシスタントマネージャー 後藤潤子氏
	新型コロナウィルス感染症対策も含めた補助金・助成金活用セミナー	（一社）みんちゅう加盟店協会 副理事 近藤孝寿氏 合同会社あまねコンサルティング代表／さくら社会保険労務士事務所 小林将康氏 堀江コンサルティングオフィス（株）／中小企業診断士 土岡信祐氏
	with コロナ時代の必須知識！公衆衛生と感染症について	（NPO）日本繊維商品めんでなんす研究会 CA 担当理事 杉崎香苗氏
生産性・収益向上	動きの取れない今だからこそ、人材を人財に！	（NPO）日本繊維商品めんでなんす研究会 理事長 中村美和子氏
	外国人技能実習制度3年への延長実現への取り組みについて	（一社）クリーンライフ協会 技能実習専任事務局 片山徹氏
	SEO（検索エンジン最適化）地図検索からの来店促進セミナー〈前編〉〈後編〉	（株）ユニヴァ・ジャイロン 取締役 CBO 有我洋祐氏
	宝の山は足もとにあり！必ず売上 20 %以上アップできる！	（株）レッツリフォーム 代表取締役／衣類、靴、鞄リフォーマー協会 代表 高柳光生氏

■クリーニング産業総合展 2022 の開催

前回開催から3年ぶりのリアル展示会となる「クリーニング産業総合展 2022 クリーンライフビジョン 21 in Tokyo」を2022年2月3日（木）～5日（土）に東京ビッグサイトで開催した。

また、同展示会はクリーニング産業総合展 2022 公式ホームページ内でオンライン展示会を併催する初めてのハイブリッド型展示会となった。オンライン展示会は2022年2月3日～17日（木）で開催し、リアル展示会の出展者が自社の製品やサービスを紹介するページを設けるとともに、東京ビッグサイトで実施したセミナーのアーカイブを順次配信した。

同展示会ではクリーニング機器や各種資材に加え、除菌剤・抗菌剤や非接触・ICT化の一助となるPOSレジ・キャッシュレス決済、SDGsを推進する環境負荷の軽い洗剤や集合包装機、再生プラスチックハンガーなどが展示された。加えて、会場内に「販路拡大・支援事業コーナー」を設け、出展者から特に公衆衛生・感染症対策や収益向上につながる製品・サービスを提供してもらい、製品解説とともに展示した。

セミナーは、感染症対策に加え、収益向上や外国人材、2022年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法への対応をテーマとして3日間で12セミナーを開催した（同じテーマの複数開催を含む）。

出展規模は74団体・社、来場者数は合計4,770人となった（リアル展示会：2,589人、オンライン展示会：2,181人）。

開催概要

〈東京ビッグサイト会場開催（リアル展示会）〉

会期：2022年2月3日（木）～5日（土）

会場：東京ビッグサイト 東6ホール

主催：全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

後援：厚生労働省、経済産業省、環境省、東京都

協力：一般社団法人日本産業機械工業会

日本クリーニング用洗剤同業会

全日本クリーニング機械連合会

一般社団法人クリーンライフ協会

〈オンライン展示会〉

会期：2022年2月3日（木）～17日（木）

※公式ホームページにて開催

<https://clv21.jp>

出展規模

74 団体・社、183 小間

来場登録者数

合計 4,770 人

〈リアル展示会〉2,589 人

〈オンライン展示会〉2,181 人

※来場登録者数は、リアル展示会・オンライン展示会とも受付にて登録された数字であり、2日以上来場された方も1人としてカウントしている



・ クリーニング産業総合展 2022 会場およびオンライン展示会の模様 ・



東京ビッグ
サイトでの
リアル展示
会の模様



公式ホームページ内で開催
したオンライン展示会
右がセミナー等の動画配信
ページ

・ セミナー一覧 ・

	セミナータイトル	講師
外国人材	ホームクリーニング業外国人技能実習制度 3年への延長実現に向けた 取り組みについて	(一社) クリーンライフ協会 技能実習選 任事務局 ／全国クリーニング協議会 事務局長 片山徹氏
感染症対策	リネン業者・クリーニング店必見！ 【拭き方】一つで変わる 本当の衛生対策！	エステー（株） 事業統括部門 ビジネス開発事業部 事業部長 岡部豊氏 (株) プラナ代表取締役 社長 松本忠男氏
	時代（コロナ禍）に対応した 新しい店舗づくり	(株) オムニ 東日本営業部 次長 田協政臣氏
収益向上	即実践できる収益向上に繋がる店舗づくり 【異業種コラボ】 古着事業×クリーニング店	(株) ダルマン 代表取締役 平野泰敬氏
	劇的な変化！ 人材を人財に変える力 ～経営者向けセミナー～	(NPO) 日本繊維商品めんてなんす研究会 理事長 中村美和子氏
	店舗のブランド価値を高める 新しいブランディング「香り空間演出」	(株) オムニ マイクロフレグランス事業部 フレグランスプランナー 南原一樹氏
	【メーカー×クリーニング店パネルディス カッション】 ニーズに合わせたサービスと接客で 売上向上を目指せ！	エステー（株） 事業統括部門 防虫 衛生事業部 事業部長 笠井和彦氏 (株) ホームドライ豊田 代表取締役 梅津明広氏 営業部 チーフマネージャー 渡辺恵子氏
環境保全対策	コロナで落ち込んだ需要を回復する 新市場の開拓	全国ふとんクリーニング協会 常務理事／ ラクナ油脂（株） 常務取締役 奥野英樹氏
	プラスチック資源循環促進法 対応セミナー	(一社) クリーンライフ協会 ポリ包装等抑制分科会 委員長／ 三幸社ホールディングス（株） 顧問 角倉靖氏 (一社) クリーンライフ協会 専務理事 金子征実氏

組合活動支援・生衛業全体での活動等

■WEB 会議システムの導入

新型コロナウイルス感染拡大を受けた政府による緊急事態宣言の発令や自治体からの移動自粛要請等への対応のため、感染防止対策として WEB 会議システムを導入した他、全国クリーニング会館の WEB 会議環境を整備した。

WEB 会議システムは 2020 年 4 月以降、理事会や委員会等の各種会合で活用した。また、リモートワーク需要の高まりで機材が品薄な中、全組合に WEB カメラおよびヘッドセットを 2 組ずつ提供し、WEB 会議システムのマニュアルを配布して、47 組合との WEB ネットワークを構築した。

■生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業への協力

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが都道府県生活衛生営業指導センターと連携して実施している生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業に協力した。

同事業は生活衛生関係営業の新型コロナウイルス感染防止対策の推進を目的としており、事業者およびその事業所を対象に巡回指導を実施して業種別ガイドラインの実践の徹底を促進するとともに、一定の基準を満たした事業所に対しては「新型コロナウイルス感染防止対策取組店証」を交付するというもの。

2020 年 7 月の開始にあたり都道府県組合に対して協力を呼びかけるとともに、事業の概要や店舗の感染防止対策のポイント等を機関誌やブロック会議等を通じて説明し、普及に努めた。



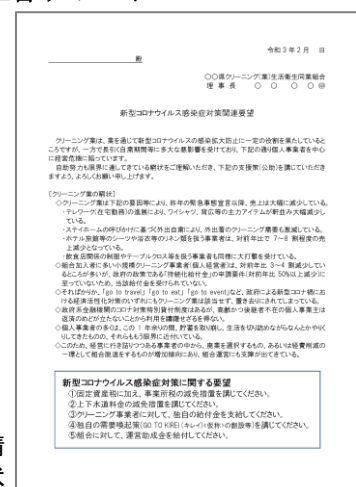
一定基準の感染症対策を満たした事業所に交付される取組店証

■生衛業全体での国への陳情、および自治体への陳情に関する組合サポート

新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言の発令によって生活衛生関係営業全体の需要・売上げが大幅に落ち込んだことから、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会を通じて景気浮揚策や生衛業を対象とした給付金の創設等を国に対して求める等陳情活動を展開した。

この他、全ク連独自の対策として、都道府県単位で組合が自治体に陳情を行う際の要望書（陳情書）のひな型を作成し、2021 年 1 月 28 日（木）にデータを組合へ送付した。

全ク連が組合に送付した要望書（陳情書）のひな型。クリーニング業界の窮状や新型コロナウイルス対策に関する要望をまとめている



クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

令和3年3月2日改訂

令和3年12月1日改訂

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、家庭の一般的な洗濯物を取扱うクリーニング所を念頭に、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

営業者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間にわたる飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）について該当するところがないか点検し、対策を実施する。

また、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

なお、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意する。

3. 営業者が講ずるべき具体的な対策

(1) リスク評価

営業者はデルタ株等の変異株の拡大もふまえ、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

複数の従業員や顧客と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（受渡し台、作業台、プレス機やアイロンの持ち手、洗濯機・乾燥機等の取手及び操作盤、洗剤及びしみ抜き等の薬剤の容器、ハンガー、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、筆記用具などの事務用品、キーボード、マウス、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、洗濯物の集配車のハンドル等）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で声を出す場所や未処理の洗濯物を取扱う作業がどこにあるか等を評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、対人距離を確保する（できる限り 2 m を目安に、最低 1 m 以上確保するように努め、真正面での立ち位置を避けるなど工夫する）。
- ・デルタ株等の変異株の拡大もふまえ、正しいマスク等の着用（従業員及び顧客に対する周知）及び咳エチケットの励行。
- ・十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。
- ・大声を出さないよう施設内に掲示し、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。
- ・受付での被洗物取扱い時における手袋の着用（従業員及び顧客に対する周知）
- ・アルコール擦式等の手指の消毒設備を設置又は石鹸と流水による手洗いの励行
- ・デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1 時間 2 回以上、1 回に 5 分間以上）を徹底する。
- ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が 40% 以上になるよう適切な加湿を行う。

- ・また、換気に加えて、必要に応じて CO₂ 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂ 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・施設の定期的な清掃、高頻度接触部位の消毒
- ・クリーニング所および洗濯物の集配車輛には、未洗濯のものと洗濯済みのものを区分して入れる容器・設備等を備え、洗濯物を収納する。仕上げの終わった洗濯物の保管は、包装するか格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。
- ・洗濯前の被洗物と洗濯後の被洗物を取扱う際の動線が交差しないよう留意するとともに、特に洗濯前の被洗物を扱った後に洗濯後の被洗物を扱う場合には手指の消毒や石鹸と流水による手洗いを徹底する。
- ・複数の従業員や顧客が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QR コードを店内に掲示し、QR コードの読取を奨励する。また、COCOA を入れている場合は、電源を on にした上で、Bluetooth を有効にしてもらうよう案内をする。
- ・店舗併設型の受け渡し BOX を設置・活用している場合には、定期的又は被洗物の預かり及び引き渡しごとに BOX 内や取手等の消毒を行う。
- ・集配の際は、予め訪問先に連絡し了解をいただいたうえで訪問するとともに、受渡時には必ずマスクを着用する。加えて、集配で顧客宅に伺う前後には手指消毒を行う。
- ・集配車輛内部でも正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換気徹底をはじめとする感染対策に留意する。

②症状のある方の来店制限等

- ・新型コロナウイルスに関しては、自宅待機者や濃厚接触者はもちろんのこと、発症していない人からの感染もあると考えられる。来店前の検温又は来店時の検温を行い、発熱の有無の確認を行うよう努めるほか、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人が来店しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策として最も優先すべき対策である。
- ・密にならないよう店内における顧客数を制限し、順番待ちの際には距離を確保すること。
- ・顧客にも入店時のマスク着用の呼びかけを徹底する。マスクを持参していない顧客へは、入店をお断りすることも検討すること。

- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿又はお預り証（店側控）を3週間以上、適正に管理すること。

③受取及び引渡

- ・従業員は常にマスクを着用すること。また、必要に応じて手袋や目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）、飛沫飛散防止スクリーンの活用を行うこと。なお、飛沫飛散防止スクリーンを設置した場合は定期的に清拭消毒をすること。
- ・顧客に対し、新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者が使用した洗濯物や吐しゃ物やふん尿の付着した物品の持込みは控えていただくよう周知すること。
- ・ポケット残留物（ハンカチ・マスク等）は来店前にあらかじめ顧客に確認してもらうよう促し、受付での衣類点検時に発見した際には顧客自身に取り出してもらうこと。
- ・レジではコイントレーでの現金受渡を励行し、場合によってはキャッシュレス決済の利用を促進すること。

④トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・共用のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備するよう徹底する。
- ・ハンドドライヤーは、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。

⑤従業員の休憩室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。
 - 1.（食事、喫煙を含む）休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
 2. 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。
 3. 休憩スペースの常時換気。
 4. 共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。

5. 入退室前後の手洗い徹底。

⑥ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑦清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、定期的かつこまめに清拭消毒することが重要である（アルコール消毒液を用いた清拭消毒も可とする。なお、消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。なお、顧客の衣類等を預かるとい業務の特性上、漂白剤などを用いた場合は、衣類等に影響が及ばないよう細心の注意を払い、衣類等の保護に努めること。

⑧その他

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

(3) 従業員の感染管理

- ・受付から返却までの各作業工程及び会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- ・マスク着用等の咳エチケットの周知を行う。
- ・夏季の暑熱環境下でのマスク着用による熱中症に注意し、予防のための環境整備や対策を図る。
- ・時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ・業務時間内はもとより、プライベートでも外出自粛、3密を回避する等地域の状況を踏まえた行動を行う。
- ・従業員のユニフォーム等はこまめに洗濯する。
- ・管理者は出勤前の体温測定を従業員に求め、毎日の健康状態を把握する。

- ・従業員は、風邪症状や発熱がある場合や、過去 14 日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、管理者等に必ず報告し、管理者等は従業員に出勤しないことを求める。
- ・寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などには、定期的な PCR 検査の活用を検討する。
- ・従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。
- ・必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など、検査の更なる活用・徹底を検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに営業者等に報告することを周知する。
- ・これらの報告を受ける担当者（営業者、クリーニング師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知を行う。
- ・万が一、従業員に感染者が出て営業が一時的に継続できなくなる場合を想定し、その間の顧客対応、品物の引き渡し方法等について近隣同業者との取り決めを行っておくなど、事業継続計画（BCP）を策定しておくこと。
- ・従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」や新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言している「5つの場面」を周知すること。
- ・ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- ・ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。

（４）チェックリスト

- ・ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（公益財団法人全国生活衛生営業指導センターHP「新型コロナウイルス 支援ポータルサイト」掲載）を活用し、感染症対策を徹底すること。

<https://www.seiei-shien.jp/taisaku.html#industries>

〈発行〉 2022 年 3 月

〈制作〉 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
〒160-0011

東京都新宿区若葉 1-5 全国クリーニング会館
電話 03-5362-7201

HP <https://www.zenkuren.or.jp>

※本誌の転載・複製・借用・放映を禁じます